

社会福祉法人高遠さくら福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高遠さくら福祉会（以下、「福祉会」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、次の通り報酬を支給する。

役職名	報酬の額
理 事	年額 6,000,000 円以内

理事長は各役員等の従事状況を勘案し、上記金額以内で決定する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

① 評議員

評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

② 理事

理事会・評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

③ 監事

理事会・評議員会への出席	5,000 円
監事監査への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 当福祉会の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(4) その他、福祉会が認めた場合は、前3項に定める報酬以外の報酬を支払うことができる。

(通勤費の取り扱い)

第3条 役員のうち、福祉会の車による通勤又は送迎を行う者以外は、その通勤実態に応じて職員の給与規程を準用し通勤費を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員等の報酬は、職員の給料支給日と同一日に支給する
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、精算後直ちに支給する

(その他の費用)

第5条 研修等に関わる費用は職員旅費規程を準用し、精算後直ちに支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬又はその他の費用は、現金又は銀行振り込みにより支給する。

(公表)

第7条 当福祉会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。